



特定非営利活動法人

メコン・ウォッチ

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039

E-mail: info@mekongwatch.org

Website: <http://www.mekongwatch.org>

2008年3月25日

国際協力銀行金融業務部御中

新論点の追加について

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

事務局長 福田健治

以下の通り、国際協力銀行（国際金融等業務）および日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合において議論されるべき追加論点を提出します。

1. 追加設備投資を伴わない権益取得におけるカテゴリ分類

追加設備投資を伴わない権益取得の場合においても、影響を及ぼしやすいセクターに分類される場合には、カテゴリ A に分類すべきである。

- ・ 現行ガイドラインにおいては、追加設備投資を伴わない権益取得についてはカテゴリ C に分類するものとされ、ただし影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当するものを除くとしています（JBIC ガイドライン 4. (2)）。しかし、影響を及ぼしやすいセクターに該当する場合も重大な環境影響を引き起こすことが考えられるため、必要な環境社会配慮確認が行われるべきであり、これを特性や地域と区別する合理性はありません。したがって、影響を及ぼしやすいセクターに分類される場合には、追加設備投資を伴わない権益取得の場合でも、カテゴリ A に分類すべきです。

2. 異議申立の受付期間

融資契約締結前にも、「異議申立手続要綱」に基づく異議申立を受け付けるべきである。

- ・ 現行の「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」は、異議申立が可能期間を融資契約後に限っている。しかし、融資契約締結前においても、プロジェクトのガイドラインへの遵守に関して JBIC と影響住民の見解が分かれることは想定される。したがって、この段階で異議申立を認めることは、影響住民に対するアカウンタビリティの向上と、プロジェクトの影響に関する紛争の未然解決に資するものとする。

以上